

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第十五号

一九五九年

二月二十日

目次	ページ
立 法	
○民法の一部を改正する立法 (立法第十五号)	1
○商法の一部を改正する立法 (立法第十六号)	1
○沖縄群島墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する立法 (立法第十七号)	1
○所得税法の一部を改正する立法 (立法第十八号)	1
○計量法の一部を改正する立法 (立法第十九号)	2
規 則	
○「き」地動務手当支給規則の一部を改正する規則(規則第十六号)	6
告 示	
○電気事業主任技術者資格除衡検定合格者の決定について(告示第六十一号)	5
○建設業者(高江洲組はかー)の登録抹消について(告示第六十二号)	5

第六十二号	5
○農業会(東村農業会)の清算結了について(告示第六十三号)	5
文化財保護委員会事項	
○文化財の指定について(文保告示第二号)	5
公 告	
○労働基準監督官資格試験の合格者決定について	5
○除権判決(一九五八年(第二号)(那覇治安裁判所)	6
○公示催告(一九五九年(第一号)(平良治安裁判所)	6
○失踪に関する届出の催告(中央巡回裁判所)	6
○登記公告(宮古登記所)	6
立 法	
立法院の議決した民法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。 一九五九年二月二十日 行政主席 当間 重剛	
立法第十五号	

民法の一部を改正する立法
民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第二百二十五条第二項中「六尺」を「二メートル」に改める。
第二百三十四条第一項中「一尺五寸」を「五十センチメートル」に改める。
第二百三十五条第一項中「三尺」を「一メートル」に改める。
第二百三十七條第一項中「六尺」を「二メートル」に、「三尺」を「一メートル」に改め、同条第二項中「三尺」を「一メートル」に改める。
附 則
1 この立法は、一九五九年一月一日から施行する。
2 この立法施行の際、現に存する建物その他の構築物については、この立法の規定にかかわらず、なお従前の例による。
立法院の議決した商法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。
一九五九年二月二十日
行政主席 当間 重剛
立法第十六号
商法の一部を改正する立法
商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第六百八十六条第二項中「又は積石数二百石未満」を削る。
附 則
この立法は、一九五九年一月一日から施行する。
立法院の議決した沖縄群島墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。
一九五九年二月二十日
行政主席 当間 重剛
立法第十七号
沖縄群島墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する立法
沖縄群島墓地、埋葬等に関する条例(一九五一年条例第六十号)の一部を次のように改正する。
第十三条中「六十間」を「百十メートル」に改める。
第十五条中「百六十間」を「二百九十メートル」に改める。
附 則
この立法は、一九五九年一月一日から施行する。
立法院の議決した所得税法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。
一九五九年二月二十日
行政主席 当間 重剛
立法第十八号
所得税法の一部を改正する立法
所得税法(一九五二年立法第四十四号)の一部を次のように改正する。
第三十三条第一項第五号中「第五十一条、」の下に「第五十一条の二、」を加える。
第五十一条の次に次の一条を加える

る。

(不動産所得に対する源泉徴収)

第五十一条の二 第一条第一項及び第

二項に該当する個人に対し、この立法の施行地において不動産所得の支払をなす法人は、その支払の際、左の各号の定めるところにより、左に掲げる税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

一 支払金額が二百ドル以上四百ドル未満のときは、その支払金額に対し、百分の五の税率を適用して算出した税額

二 支払金額が四百ドル以上六百ドル未満のときは、その支払金額に対し、百分の十の税率を適用して算出した税額

三 支払金額が六百ドル以上千ドル未満のときは、その支払金額に対し、百分の十五の税率を適用して算出した税額

四 支払金額が千ドル以上二千ドル未満のときは、その支払金額に対し、百分の二十の税率を適用して算出した税額

五 支払金額が二千ドル以上三千ドル未満のときは、その支払金額に対し、百分の二十五の税率を適用して算出した税額

六 支払金額が三千ドル以上五千ドル未満のときは、その支払金額に対し、百分の三十の税率を適用して算出した税額

て算出した税額

七 支払金額が五千ドル以上一万ドル未満のときは、その支払金額に対し、百分の三十五の税率を適用して算出した税額

八 支払金額が一万ドル以上のときは、その支払金額に対し、百分の四十の税率を適用して算出した税額

第五十八條第一項及び第二項並びに第七十條第一項中「第五十一條、」の下に「第五十一條の二、」を加える。
第七十五條中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十一條の二に規定する不動産所得の支払をなす法人
第八十八條第一項、第八十九條第一項及び第三項並びに第九十一條第三号中「第五十一條、」の下に「第五十一條の二、」を加える。

附 則

この立法は、公布の日から施行する。ただし、第五十一條の二の改正規定は、この立法施行後支払われる一九五八年度分以前の所得税に係る不動産所得については、適用しない。

立法院の議決した計量法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九五九年二月二十日

行政主席 蔣 重剛
立法第十九号

計量法の一部を改正する立法

計量法(一九五三年立法第八十九号)の一部を次のように改正する。
第七條の次に次の二條を加える。

(略字)

第七條の二 第三條及び第五條の計量單位並びに第六條及び前條の補助計量單位の略字は、規則で定める。

(繰度等の計量單位)

第七條の三 繰度、かたさ、衝擊値、引張強さ、圧縮強さ、粒度、屈折度、比重及び耐火度の計量單位及び補助計量單位並びにこれらの略字は、規則で定める。

第八條第二項中「前條」を「第七條」に改める。

第八十條を次のように改める。

第八十條 削除

第二百二十四條を次のように改める。

(定期検査に代る検査)

第二百二十四條 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、第十六條の規定により行政主席が指定する期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、その計量器について行政主席にその旨を届け出ているときは、その届け出た計量器については、第二百十四條の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

第二百二十五條を次のように改める。
第二百二十五條 前條の規定による届出をした者は、その計量器について行政主席が行う検査を受けなければならない。

らない。

2 前項の検査は、前條の規定による届出があつた日から一月をこえない範囲内で行政主席が指定する期日に行う。

第二百二十六條中「第二百二十四條」を「前條第一項」に、「同條」を「同項」に改める。

第二百二十七條中「第一百五條、」の下に「第一百七條、」を加え、「第二百二十四條」を「第二百五條第一項」に改める。

第二百三十六條中「六万円」を「五百ドル」に改める。

第二百三十七條中「六万円」を「五百ドル」に改める。

第二百三十八條中「三万円」を「二百五十ドル」に改める。

第二百三十九條中「第一百七條又は第二百十四條」を「第一百七條、第二百十四條又は第二百二十五條第一項」に、「一万五千元」を「二百五十ドル」に改める。

第二百四十條中「第八十條」を「第七十九條」に、「一万五千元」を「二百二十五ドル」に改める。

第二百四十一條中「一万元」を「八十ドル」に改める。

第二百四十二條中「三千元」を「二十五ドル」に改める。

第二百四十三條中「三千元」を「二十五ドル」に改める。

第二百四十四條中「三千元」を「二十五ドル」に改める。

附則第三條中「土地又は建物に關しては、一九五八年十二月三十一日以後

後」を「土地又は建物に關する計量に ついては、一九六六年三月三十一日以 前」に改める。 附則第九條第一項中「及び仏馬力」 を削り、同條第三項を第四項とし、同 條第二項の次に次の一項を加える。 仏馬力は、一九六一年十二月三十 一日までは、この立法による法定計 量單位とみなす。 附則第十條中「以前において規則で 別表を次のように改める。		定める日」を削る。 附則第四十七條の次に次の一條を加 える。 第四十七條の二 尺貫法又はヤードポ ンド法による計量器の製造又は輸入 をした者は、その計量器に、第八條 又は附則第三條で定める計量に使用 する場合を除き、取引上又は証明上 の計量に使用してはならない旨を示 す表示を附さなければならない。	
納付しなければならない者	金 額		
一 製造の事業の許可を受けようとする者	一件につき 二五ドル		
二 製造の事業の再許可を受けようとする者	一件につき 一二ドル五〇セント		
三 修理の事業の許可を受けようとする者	一件につき 一二ドル五〇セント		
四 修理の事業の再許可を受けようとする者	一件につき 六ドル六五セント		
五 販売等の事業の登録を受けようとする者	一件につき 四ドル二〇セント		
六 販売等の事業の再登録を受けようとする者	一件につき 二ドル一〇セント		
七 第九十八條の登録を受けようとする者	一件につき 二ドル五〇セント		
八 製造若しくは修理の事業の許可証、販売等 の事業の登録証、第二百二條の登録証の訂正を 受けようとする者	一件につき 四〇セント		
九 製造若しくは修理の事業の許可証、販売等 の事業の登録証、第二百二條の登録証の再交付 を受けようとする者	一件につき 八五セント		
十 附則第四十一條第二項の登録証の交付を受 けようとする者	一件につき 八五セント		

イ ガラス製指示目盛温度計	一箇につき 八五セント
ロ その他の温度計	一箇につき 二ドル五〇セント
(5) 面積計	一箇につき 一ドル二五セント
(6) 体積計	一箇につき 二五セント
イ ます、化学用体積計、ガスビュレット及び肺活量計	一箇につき 二五セント
ロ その他の体積計	一箇につき 一三五ドル
(7) 速さ計	一箇につき 二五セント
イ ビット、管式速さ計及びプロペラ式回転型速さ計	一箇につき 二ドル五〇セント
ロ その他の速さ計	一箇につき 五〇セント
(8) 力計	一箇につき 一三五ドル
(9) 圧力計	一箇につき 一六ドル六五セント
イ 自記圧力計及び分銅式標準圧力計	一箇につき 四〇セント
ロ その他の圧力計	一箇につき 二五ドル
(10) 仕事計	一箇につき 二五ドル
(11) 工率計	一箇につき 二五ドル
(12) 熱量計	一箇につき 一三五ドル
(13) 角度計	一箇につき 一三五ドル
イ 経緯儀及び測斜儀	一箇につき 一三五ドル
ロ その他の角度計	一箇につき 一三五ドル
(14) 流量計	一箇につき 一三五ドル

(15) 粘度計	一箇につき 一ドル二五セント
(16) 密度計	一箇につき 二ドル五〇セント
(17) 濃度計	一箇につき 二五セント
(18) 光度計、光束計及び照度計	一箇につき 二ドル五〇セント
(19) 周波数計及び騒音計	一箇につき 五ドル
(20) 織度計	一箇につき 二五セント
(21) かたさ試験機及び衝撃値試験機	一箇につき 一三五ドル
(22) 引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機	一箇につき 二五ドル
(23) 粒度計	一箇につき 一ドル二五セント
(24) 屈折度計	一箇につき 一三五ドル
(25) 湿度計	一箇につき 五〇セント
イ 乾湿球湿度計及び変形湿度計	一箇につき 五〇セント
ロ その他の湿度計	一箇につき 二五セント
(26) 比重計	一箇につき 二五セント
(27) 耐火度計	一箇につき 一三五ドル
十二 容量検査を受けようとする者	一箇につき 二五セント
(1) 容量が二立方デシメートル未満の容器	一箇につき 五〇セント
(2) 容量が二立方デシメートル以上の容器	一箇につき 五〇セント

十三 計量法第七条又は第百二十五条第一項の検査を受けようとする者は、検定を受けようとする者が納付すべき手数料の額の半額とする。

附 則

この立法は、一九五九年一月一日から施行する。

規 則

規則第十六号

へき地勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九五九年二月二十日

行政主席 当間 重剛

へき地勤務手当支給規則の一部を改正する規則

へき地勤務手当支給規則（一九五七年規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「与那国島測候所」の項の次に次の二項を加える。

沖繩	与那国島測候所	二級
宮古	与那国島測候所	二級
石垣	与那国島測候所	二級
平良市	与那国島測候所	二級
池間	与那国島測候所	二級
池間郵便局	与那国島測候所	二級

附 則

この規則は、公布の日から施行し、上原郵便局の項は、一九五八年八月一日から、池間郵便局の項は、同年十一月一日から適用する。

告 示

告示第六十一号

電気事業主任技術者資格検定期間に基づき行われた、第三種主任技術者資格検定の結果について、資格検定期間

議会の長の証明を認承し、左記のとおり告示する。

一九五九年二月二十日

行政主席 当間 重剛

第三種主任技術者資格検定期間合格者

- 第一号 真栄田世行
- 第二号 平良 保
- 第三号 伊礼 平輝
- 第四号 上運天 朗
- 第五号 金城 珍孝
- 第六号 国吉 真英
- 第七号 高良 幸一
- 第八号 与儀 一雄
- 第九号 神谷 輝夫
- 第十号 安次富正昌
- 第十一号 石嶺 真忍
- 第十二号 川村 繁
- 第十三号 東江 正利
- 第十四号 照屋 正一
- 第十五号 仲里 義正
- 第十六号 櫻間 常時
- 第十七号 金城 善昌

告示第六十二号

建設業法（一九五五年立法第二十三号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、一部建設業者の登録を左記のとおり抹消した。

一九五九年二月二十日

行政主席 当間 重剛

記

登録番号	年登月日	商号又は名称	営業所の所在地	代表者氏名	年登月日
372	一九五七年二月七日	高江洲組	那覇市六区二十三組	高江洲昌隆	一九五九年二月七日
373	〃	比嘉組	那覇市字寄宮区一班	比嘉 清助	〃

告示第六十三号

東村農業会は一九五九年二月一日清算終了總會を終え清算終了の登記を完了したので、琉球協同組合法制定に伴う農業団体整理等に関する立法第二十一条に基づき告示する。

一九五九年二月二十日

行政主席 当間 重剛

文化財保護委員会事項

文化財保護委員会告示第二号

文化財保護委員会は、文化財保護法第十九条により次のとおり指定します。

一九五九年二月十七日

文化財保護委員会

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
特別重要文化財	玉陵碑	那覇市宜里金城町一ノ三玉陵内	一九五九年二月二十九日
右 同	天女橋	那覇市当之蔵町一ノ二四鑑池内	右 同
重要文化財	竜淵橋	右 同	右 同

公 告

労働基準監督官資格試験実施要項に基づき一九五八年十一月十七日、十八日、二十五日、二十八日に実施した労働基準監督官資格試験の合格者を次のとおり決定する。

- 四番 日高 英一
- 拾壹番 名嘉座 元司
- 参拾番 平良 吉敏
- 参拾四番 玉城 龍夫
- 七拾貳番 翁長 良夫

一九五九年二月二十日

労働基準監督官資格試験委員長 座間味庸真

七拾七番 江田 智信
百四番 松田 昇

除権判決

一九五八年(第二号)
除権判決

住所 那覇市上泉町一丁目一番地
申立人 琉球政府 文教局
資金前渡官吏 金城 英浩

証券の表示

一、種類 琉球政府主任支出官兼
行の小切手壹枚

額 面 金壹百貳拾五万(金壹
万五千円也)

記号番号 第貳拾六六号

振出地 那覇市

振出人 琉球政府主任支出官

支払地 那覇市

支払場所 琉球銀行松尾支店

受取人及び裏書人 琉球政府文教
局

資金前渡官吏 金城 英浩

右証券について当裁判所は公示催告
をしたが一九五九年一月二五日午前一

〇時の期日迄に権利の届出と証券の提
出をする者がない為申立人の申立によ
り右証券の無効を宣言する。

一九五九年二月二日

那覇治安裁判所

判事 富山 大吉

一九五九年(第一号)

公示催告

平良市字東仲宗根二二三番地
申立人 宮古労働基準監督署勤務
本永 幸合

証券の表示

一、種類 琉球政府代理宮古地方
庁支出官の発行せる小
切手壹枚

一、額 面 六拾貳万八拾貳仙(第
六拾貳号)

四拾六万八拾八仙(第
六拾貳号)

六万五拾参仙(第
六拾参号)

一、記号番号 自 労働局第六拾参号
至 労働局第六拾参号

一、振出地 平良市

一、振出日 一九五八年十二月二十
日

一、振出人 琉球政府代理宮古地方
庁支出官

一、支払地 平良市

一、支払場所 琉球銀行宮古支店

一、受取人

労働局第六拾参号

宮古労働基準監督署勤務

上間 清亨

労働局第六拾参号

本永 幸合

労働局第六拾参号

宮古税務署長

右の証券について申立人から公示催
告の申立があつたからその所持人は一
九五九年九月一日午前十時迄に当裁判
所に権利の届出をしその証券を提出さ

れた。若し期日迄に右の届出と提出
をせねばその証券の無効を宣言する事
がある。

一九五九年二月十四日

平良治安裁判所

判事 片岡 邦夫

失踪に関する届出の催告

一九五九年(家)第二三五号
本 籍 沖縄県那覇市美栄橋町
志丁目参拾参番地

最後の住所 那覇市字国場六百八拾
参番地

不在者 又吉 忠順

生年月日 大正拾参年七
月拾参日生

右の不在者に対し那覇市字国場六百
八拾参番地又吉千代から失踪宣告の申
立があつたから、不在者は一九五九年
七月十五日午後五時までに当裁判所に
生存の届出をされたい。届出のない場
合は失踪宣告を受けることになりま
す。また不在者の生死を知っている者
は、右期日までにその旨当裁判所に届
け出て下さい。

一九五九年二月十六日

中央巡回裁判所

登記公告

〇保証責任宮古織物工業組合清算結了
登記

一、名称 保証責任宮古織物工業組
合

登記

登記公告

〇保証責任宮古織物工業組合清算結了
登記

一、名称 保証責任宮古織物工業組
合

合

一、事務所 平良市字下里五百六拾五
番地

一、登記の目的 清算結了の登記

一、登記事項 壹九五九年参月貳拾
四日清算を結了した

右壹九五九年貳月拾貳日登記
宮古登記所

発行所

行政主席官房文書課

(沖縄印刷所印行)